

令和8年度 町県民税申告

申告予定者数を考慮して地区ごとの相談日を設定しています。ご都合が悪い場合は対象地区以外の日程でも申告できますが、**対象地区優先案内となりますのでご理解の方お願いします。**また、終期になると大変混み合いますので、お早めにお越し下さい。

■申告受付時間

※混雑状況によっては、11時を待たずに午前の受付を終了する場合があります。

| | |
|----|---------------|
| 午前 | 8:30 ~ 11:00 |
| 午後 | 13:30 ~ 16:00 |

■申告受付日程表

| 期日 | 受付地区 | 会場 | |
|---------|--------------|-----------|--------|
| 2月16日 月 | 全地区 | 久米島町役場 | |
| 2月17日 火 | 全地区 | | |
| 2月18日 水 | 宇江城、比屋定、阿嘉 | | |
| 2月19日 木 | 真謝、宇根、真泊 | | |
| 2月20日 金 | 謝名堂、イーフ、泊、奥武 | | |
| 2月24日 火 | 比嘉、真我里 | | |
| 2月25日 水 | 銭田、島尻、山城 | | |
| 2月26日 木 | 儀間 | | |
| 2月27日 金 | 久間地、西銘 | 具志川改善センター | |
| 3月2日 月 | 山里、上江洲 | | |
| 3月3日 火 | 仲村渠、具志川、仲地 | | |
| 3月4日 水 | 嘉手苅、大田、兼城 | | |
| 3月5日 木 | 鳥島、北原、大原 | | |
| 3月6日 金 | 仲泊 | | |
| 3月9日 月 | 全地区 | | |
| 3月10日 火 | 全地区 | | |
| 3月11日 水 | 全地区 | | 久米島町役場 |
| 3月12日 木 | | | |
| 3月13日 金 | | | |
| 3月16日 月 | | | |

税理士無料相談会

複雑な申告を要する方は、税理士による「無料相談会」にお越しただき申告されるようお願いします。

| 期日 | 午前 | 午後 | 場所 |
|---------|------------|-------------|--------|
| 2月16日 月 | 8:30~11:00 | 13:30~16:00 | 久米島町役場 |
| 2月17日 火 | | | |

【対象者】※必要書類等は北那覇税務署へ事前にご確認ください。

- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- 事業所得や不動産所得の損失申告をされる方
(不動産や株式等の譲渡に関する申告は、ご自身で申告ください)
- 消費税の申告をされる方 など

税理士相談会にお越しただけない方は、北那覇税務署へ直接申告相談されるようお願いします。

お問い合わせ先：北那覇税務署 ☎877-1324

お願い

- 必要経費や医療費控除の計算は時間がかかります。医療費控除を申請するための医療費控除明細書、事業所得(営業・農業・不動産)の申告で必要な収支内訳書を作成してお越しください。
- 3月17日から5月31日までの期間は新年度課税の準備を行うため、申告相談を中断します。期限内での申告をお願いします。
- 具志川改善センターで申告相談所を開設する期間は、職員が出向いて対応しますので、仲里庁舎での申告は出来かねますのでご了承ください。
- インボイス登録(適格請求発行事業者)の消費税申告書の作成については税務課で対応できません。税理士無料相談会または、ご自身で申告されますようお願いいたします。

★マイナンバー記載について

平成28年分の所得申告からマイナンバーの記載が義務付けられています！

- 申告の際にマイナンバー確認と身元確認を行いますので、下記(ア)の書類をご持参下さい。

申告に必要なもの

(ア)マイナンバーが確認できるもの ※マイナンバー(個人番号)確認と身元確認を行います。

* マイナンバーカードをお持ちですか？
(個人番号カード)

お持ちの方

マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

お持ちでない方
(①②を持参)

①番号確認書類 マイナンバー通知カード
②身元確認書類 運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポートなどのうちいずれか1つ

(イ)収入・経費を証明できるもの

- * 給与所得、公的年金所得の方は、源泉徴収票または給与支払者の証明書など(扶養する家族の分を含む)
- * 事業所得(農業、漁業、営業等)の方は収入や必要経費などをまとめた収支内訳書
確認資料として、領収書・販売証明・購買証明などをご持参ください。

(ウ)所得から控除する額を確認できるもの

- * 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、損害保険料などの領収書または支払証明書
- * 医療費控除を受けられる方は、その領収書や補てん金(高額医療、医療保険など)を確認できる書類
- * 障害者控除を受けられる方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者控除対象者認定書など
- * 寄付金税額控除を受けられる方は、寄付金の領収書

お問合せ：税務課 985-7127